



社会的養護のもとで暮らす子どもへの支援の推進

- 社会的養護のもとで暮らす子どもの成長や学びに必要な体験を支援することにより、学力の取戻しや自己肯定感の育成等を図る。

【提案・要望先】内閣府

1. 提案・要望内容

小学生への学習等支援の拡充

- 小学生の文化・スポーツ活動等、子どもの成長や学びに必要な体験等にかかる費用を措置費の対象とした支援の拡充

2. 提案・要望の理由

- 児童養護施設や里親などの社会的養護のもとで暮らす子どもたちは、虐待や貧困などの家庭環境により、コミュニケーション力や社会性が乏しかったり、読み書きや計算などの基本的な学習能力・習慣を身に付けていないことが多く、こうした学習の遅れなどが施設等退所後の対人関係や社会的自立を困難にする一因となっている。
- また、施設職員は、食事や入浴などの日常の世話から、保護者対応、学校行事への参加や進学・就職相談など業務が多岐にわたり、基礎学力、基礎体力向上等に向けた学習・スポーツ・音楽など専門的な対応が困難となっている。
- 一方、民間の調査では、一般世帯の小学生の約7割は学習塾のほか水泳や音楽などスポーツや文化に関する習い事に通っており、「児童養護施設運営指針」でもこうした活動等について、子どもの希望を尊重し、可能な限り参加を認めるよう示されているものの、措置費など財政的な支援が整っていない。
- こうした中、本年4月より本県独自に取り組んでいる小学生高学年を対象とした学習等支援事業では、子どもたちの自主性や自己肯定感の向上などの効果もみられたことから、子どもたちの多様なニーズに対応した支援の拡充が必要である。

(本県の取組状況と課題)

(1) 本県の小学生への学習等支援の取組

- このことを踏まえ、令和5年度より小学生（高学年）の文化・スポーツ活動等を支援する学習等支援事業を創設し、学力の取戻しや自己肯定感の育成等を支援。

【事業名】社会的養護のもとで暮らす子どもたちの学ぶ力サポート事業

支援額：1人あたり 10千円/月

【予算額 5,760千円】

対象：社会的養護のもとで暮らす小学生（4～6年生）

利用実績：20名（学習塾：2名、文化・スポーツ等：18名（R5.8末現在））

施設職員から見る子どもたちの変化・効果

- ・習い事に行くために、スムーズに宿題や準備ができるようになった。
- ・習い事の前で学校の友達がおり、一緒に頑張れることや共通の話題ができ、とても楽しそうにしている。
- ・嫌なことやストレスに感じるものがあれば学校の行き渋りをするものがあつたが、習い事がある日は行き渋りをしなくなった。
- ・頑張っていることや練習している子どもの姿を見ることで、職員が褒める機会が増えた。
- ・子どもたちもできることが増えたことで、自信になっている。

(2) 施設等の現状と課題

- 令和3年7月「児童養護施設（回答：4/4施設）」および「ファミリーホーム（回答：6/17施設）」に対し、学習支援等に関する調査を実施。
- 小学生措置児童の約6割が塾や習い事に行きたいと言ったことがあると回答。さらに、施設等職員に「塾等の利用を希望すると思われる小学生」の数を聞いたところ、約8割が利用するのではないかとの回答があり、改めて子どもたちの多様なニーズに対応できていないことが明らかとなった。

【参考】現行の措置費支給対象額（国）

	学習塾費	部活動費
小学生	なし	なし
中学生	実費相当額	実費相当額
高校生	上限 20,000～25,000円	上限 23,300円(公立)/34,540円(私立)

担当：健康医療福祉部 子ども・青少年局 家庭支援推進室 虐待・非行防止対策係
TEL 077-528-3551